

# CAMS ファクシミリサービス関係規定集

## CAMSファクシミリサービス規定

### 1. CAMSファクシミリサービス

(1) CAMSファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）が当行所定の機種種のファクシミリによって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとしします。

(2) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

### 2. 会計情報・金融情報サービス

(1) 取引の範囲

会計情報・金融情報サービスは、ファクシミリによって、当行所定の情報の提供を依頼する場合に利用できるものとしします。

(2) 本人確認

(イ) 会計情報・金融情報サービスを利用する場合には、あらかじめ届け出の暗証番号を使用端末機によって、当行所定の方法により送信してください。当行が受信した暗証番号と届け出の暗証番号の一致を確認した場合は、当行はその送信者を依頼人と認め、通知・応答します。当行が受信した暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して取り扱いましたうえは、これにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 本項（イ）の規定にかかわらず、依頼人があらかじめ暗証番号の不要の申出をしているときは、当行は届け出の暗証番号との一致を確認することなく送信者に通知・応答します。

(3) 訂正等

(イ) 会計情報サービスの場合、当行は、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、データ中に訂正の旨を表示しますが、最終的な取引内容については預金通帳・照合表・計算書等により確認してください。

(ロ) 金融情報サービスの場合、相場変動等の事由により既に送信した内容について変更を行うことがあります。

(4) 通知・応答内容についての制約等

(イ) 通知・照会の際に通知・応答する内容については、コンピュータ処理の関係上通知・応答時現在より前の時点の内容となる場合があります。

(ロ) いったん通知された内容が、電話の不通・機器傷害等の回線後重ねて通知される場合がありますので、指定番号の重複の有無により、二重通知の有無を確認してください。

(ハ) いったん通知または応答された内容について再度照会する場合は、特定照会の方法により照会してください。通常の照会に対しては当行は応答しません。

(二) 金融情報サービスについては、依頼人の使用端末機の障害および電源切断等で当日通知できない場合には、後日の通知は行いません。

### 3. データエントリーサービス（総合振込・給料振込）

(1) 取引の範囲

本サービスにおけるデータエントリーサービスは、依頼人自らが占有・管理するファクシミリを使用して、ファクシミリデータ伝送の方法により、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金を引落したうえ。依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信する取引を依頼する場合に利用できるものとしします。

(2) 取引の依頼

(イ) データエントリーサービスによる振込を依頼する場合には、振込明細を当行所定の振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます。）に記入のうえ、ファクシミリにより当行ファクシミリサービスセンターあてに送信してください。

(ロ) 当行は、依頼人から送信された振込明細を文字認識装置で読み取り、その読取り結果を依頼人のファクシミリあて返信しますので、返信内容と振込依頼書の内容と照合確認してください。万一誤りがある場合は、振込依頼書の該当部分を当行所定の方法により訂正のうえ、再送信してください。

(ハ) 当行から返信内容に誤りがないことを確認したうえ場合には、プッシュフォン電話により当行所定の方法で送信依頼（以下「電話依頼」といいます。）をしてください。なお、当行所定の時限までに電話依頼がなかった場合、当該振込依頼はなかったものとしします。

(二) 当行が電話依頼の際に受信した企業コード・暗証番号および振込依頼書通番との一致を確認した場合には、当行は正当な依頼人からの振込依頼とみなして振込手続を行います。当行が企業コード・暗証番号・振込依頼書通番の一致を確認して取り扱いましたうえは、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 振込手続

当行は次により振込手続を行います。

(イ) 給与振込

①給与振込は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）の振込に限ります。

②振込指定口座は、当行の国内本支店または当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「振込指定金融機関」といいます。）の受給者名義の普通預金または当座勘定とします。

③依頼人は、前項の振込指定口座については、あらかじめ、当行所定の給与振込口座確認書を当行取引店に提出し、当行本支店または振込指定金融機関から口座確認を

うけてください。

④給与の振込指定日は、当行の営業日とし、依頼人が振込依頼書により指定するものとしします。

⑤当行は受給者に対して入金通知を行いません。

⑥受給者に対する振込金の支払開始時刻は、振込指定日（銀行休業日の場合は翌営業日）の午前10時とします。

⑦給与振込の資金の引落しが、当行所定の受付時限を経過し、かつ当行所定の総合振込受付時限までにあった場合は、当行は総合振込として手続を行います。この場合、当行は、依頼人に対し、総合振込として手続を行った旨の通知はしません。

(ロ) 総合振込

①振込指定口座は、当行または他の金融機関の国内本支店の普通預金または当座勘定とします。

②振込指定日は、当行の営業日とし、依頼人が振込依頼書により指定するものとしします。

③当行は、振込金の受取人にたいして入金通知を行いません。

④受取人に対して振込金の支払いが出来る時刻は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

(4) 振込資金・振込手数料の引落し

(イ) データエントリーサービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払いについては当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。

(ロ) 振込資金および振込手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なして、あらかじめ依頼人が指定した預金口座から自動的に引落します。

### 4. 利用手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なして、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

### 5. 取引内容の確認

依頼人と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の取引内容を正当なものとして取り扱います。

### 6. 届け出事項の変更

(1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届け出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届け出てください。

(2) 前項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 第1項による届け出事項の変更の届け出がなかったために、当行から通知又は送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 7. 免責事項

(1) 当行の真によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに通信の不通により、取り扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、依頼人が送信したデータを当行が受信完了できた場合は、当行は、依頼人の端末あてに受信ができた旨の電文を送信することにより、受信完了の通知をしますので、依頼人ご自身で当行の受信完了を確認するものとしします。なお、依頼人が確認しなかったため、取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき、また当行以外の金融機関の真に帰すべき事由があったとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 本サービスに使用する機器および通信媒体が正常に稼働する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、この契約により機器および通信媒体が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、機器および通信媒体が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の真に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(4) 当行がこの規定により取り扱い、または依頼人がこの規定により取扱わなくなったことによる損害については、当行は責任を負いません。

### 8. 解約等

(1) 本サービスの利用契約（以下「この契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとしします。

(2) 1年以上にわたって何らのサービスの利用が発生しないときは、当行は全てのサービスの提供を停止することがあります。本項によりサービスの提供が停止された場合には、第4条の利用手数料は発生しないものとします。ただし、月の途中でサービスの提供が停止された場合、当該月の利用手数料についてはこの限りではありません。

(3) 照会・通知すべき取引口座または振込・振替サービスの出金口座が解約されているとき、当行はその口座に関するサービスの提供を停止することがあります。本項によりサービスの提供が停止された場合には、第4条の利用手数料は発生しないものとします。ただし、月の途中でサービスの提供が停止された場合、当該月の利用手数料についてはこの限りではありません。

(4) 当行に支払うべき本サービスの手数料の支払いが3ヵ月以上延滞した場合、依頼人

が当行との取引約定に違反した場合、その他当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合、すべてのサービスの契約を失効することがあります。

(5) 当行が解約の通知を届け出の住所に当てて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(6) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約されたものとみなします。

①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

②依頼人の預金その他の当行に対する債権について仮差押え通知、保全差押または差押命令通知が発送されたとき

③相続の開始があったとき

④手続交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤住所変更の届け出を怠るなど依頼人の真に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき

(7) 通知または照会すべき取引口座がすべて解約されたときは、この契約は解約されたものとしします。

(8) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

(9) 次の各号の一つにでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、または依頼人に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとしします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団  
B 暴力団員  
C 暴力団準構成員  
D 暴力団関係企業  
E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  
F その他前各号に準ずる者

③依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為  
B 法的な責任を超えた不当な要求行為  
C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為  
E その他前各号に準ずる行為

### 9. 関係規定の適用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、マイカード規定、当座勘定規定。当座勘定貸越約定書および振込規定により取り扱います。

### 10. 契約期間

この契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までに依頼人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとしします。継続後も同様とします。

### 11. サービス終了

当行は当行サービスの一部または全部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当行所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても当サービスの一部もしくは全部が利用できなくなります。

### 12. 準拠法・合意所管

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上